

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	34	府 省 庁 名		国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）			
要望 項目名	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長			
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、曲げせん断破壊による損傷を防止することを目的とした耐震対策により取得したラーメン橋台（1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区において、鉄道施設総合安全対策事業に係る補助金を受けたもの） ・ 特例措置の内容 取得後5年間、固定資産税の課税標準を2/3に軽減する特例措置を2年間延長する。			
関係条文	地方税法附則15条26項 地方税法施行規則附則6条65項、66項、67項			
減収 見込額	[初年度]	—（▲41）	[平年度]	—（▲41）
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 首都直下地震・南海トラフ地震に備え、高架橋等の耐震補強を推進することで、地震時における鉄道利用者の安全確保等を図る。 (2) 施策の必要性 令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震においては、これまで集中的に対策を進めてきた「せん断破壊」とは異なる「曲げせん断破壊」がラーメン橋台に生じ、軌道沈下等の大きな損傷が発生した。 この施設被害を契機に立ち上げた検証委員会の中間とりまとめを踏まえ、地震に対する更なる安全性の向上に向けた対策を推進するため、令和5年3月に「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」等を改正し、プレストレストコンクリート桁を支えるラーメン構造形式の橋台について、新幹線鉄道は令和7年度、新幹線鉄道以外は令和9年度までに前倒しする形で、優先的に耐震補強を進めている。 耐震対策には初期投資だけではなく維持管理にも費用がかかることから、切迫する巨大地震への対応を促進するためには、本特例措置の延長が必要不可欠である。			
本要望に 対応する 縮減案	—			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
		政策の達成目標	首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区におけるラーメン橋台の耐震化率：概ね100%（令和9年度末）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区におけるラーメン橋台の耐震化率：概ね80%
		政策目標の達成状況	26%（令和5年度末時点）（精査中）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度：9事業者（227本） 令和8年度：9事業者（218本）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄道施設の耐震対策については、初期投資だけではなく施設の維持管理にも費用がかかるため、償却資産に対する固定資産税を減額することにより、取得した施設の維持管理に係る負担が軽減されることから、施設整備に対するインセンティブとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	鉄道施設総合安全対策事業費補助 10,073百万円の内数（令和7年度予算）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の補助制度は、耐震対策のための初期投資の負担を軽減するものであり、本特例措置は、施設を整備した後に増大する固定資産税を減額することにより、ランニングコストの負担軽減を図るものである。
		要望の措置の妥当性	鉄道施設の耐震対策には、初期投資だけではなく施設の維持管理にも費用がかかるため、補助制度により施設の取得に係る負担を軽減するとともに、本特例措置を通じて維持管理に係る負担の軽減によるインセンティブを与えることが必要であることから、政策の達成のための手段として妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和元 年度実績 241 百万円 (34 事業者) 令和2 年度実績 158 百万円 (33 事業者) 令和3 年度実績 118 百万円 (30 事業者) 令和4 年度実績 120 百万円 (32 事業者) 令和5 年度実績 73 百万円 (28 事業者) ※本特例措置の適用状況に関する鉄道事業者等への調査(令和5年度税制特例改正前の制度における実績)による。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準(固定資産の価格) 令和2 年度 18,190,798 千円 令和3 年度 12,231,776 千円 令和4 年度 8,905,772 千円
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、取得した施設の維持管理にかかる負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブとして有効である。
	前回要望時の達成目標	首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区におけるラーメン橋台の耐震化率：約4割
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年度末時点での達成度は26%(精査中) 令和6年度末時点での達成度は、現在事業実施中のところも含まれるため、未集計であるが、目標を概ね達成する見込み
これまでの要望経緯		平成25年度：創設 平成27年度：延長 平成29年度：延長 平成30年度：延長・拡充(適用対象施設の見直し) 令和2 年度：延長 令和4 年度：延長 令和5 年度：延長・見直し(適用対象施設の見直し)